

会員規則

日本青年国際交流機構規約（以下「規約」という。）第4条第2項の規定に基づき、この規則を定める。

（登録手続）

第1条 規約第4条各号に掲げる会員は、それぞれ当該各号に掲げる手続を行った者とする。

- (1) 正会員：所定の事務手続を行うとともに、事後活動研修費を納めること。
 - (2) 一般会員：日本青年国際交流機構会長（以下「会長」という。）に、所定の事務手続を行い登録費を納めること。
 - (3) 団体会員：団体会員規定に基づいて所定の事務手続を行い、幹事会の承認の後に、登録費を納めること。
- 2 前項第1号に掲げる手続を行ったものの、内閣府の青年国際交流事業の修了証を授与されないこととなった者に対しては、事後活動研修費を返還することをもって会員資格を取り消す。
- 3 第1項各号に掲げる手続を行ったものの、登録抹消を希望するものは、事務局に問い合わせ、所定の手続を行う。

（事後活動研修費及び登録費）

第2条 前条第1号に掲げる事後活動研修費の額は20,000円、前条第2号に掲げる登録費の額は8,000円、前条第3号に掲げる登録費の額は10,000円とする。

（会員の所属及び年度会費）

第3条 正会員及び一般会員（以下「正会員等」という。）は、住所地の都道府県機構に所属し、当該都道府県機構に入会の翌年度から年度会費を納めなければならない。

- 2 前項の年度会費の額は、各都道府県機構が定める。
- 3 団体会員は、入会の翌年度から年度会費を納めなければならない。
- 4 前項の年度会費は、一口10,000円とする。

（正会員等の転居通知）

第4条 正会員等は、転居したときは、その旨を事務局及び都道府県機構会長に通知するものとする。

- 2 事務局は、前項の正会員等が都道府県外に転居したことを知ったときは、転居先の都道府県機構会長にその旨を通知するものとする。

（会員登録の確認）

第5条 事務局は、都道府県別に正会員等の氏名、住所及び参加事業名を記載した名簿を管理し、都道府県機構会長はその名簿を閲覧することができる。

- 2 都道府県機構会長は、前項の名簿に誤りを発見したときは、事務局に連絡するものとし、正会員等から当該名簿に変更があることの申出を受けたときは、事務局に連絡するものとする。
- 3 団体会員の名簿は事務局が管理するものとする。

（会員の除名）

第6条 都道府県機構会長は、正会員等が故意又は重大な過失により会の信用を傷つけ又は会に損害を与えた場合その他会員にふさわしくない非行があった場合には、会員の除名を会長に勧告することができる。

- 2 会長は、前項の勧告があった場合は、当事者及び関係者の意見を聞き、相当と認めるときは、除名を決定し、本人及び都道府県機構会長に通知するものとする。
- 3 会長は、団体会員が故意又は重大な過失により会の信用を傷つけ、又は会に損害を与えた場合その他会員にふさわしくない非行があった場合は、当事者及び関係者の意見を聞き、相当と認めるときは会長が除名を決定し、当該団体又は当該会員に通知するものとする。

附 則
この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（改正 平成13年2月24日）
この改正規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（改正 平成25年3月10日）
この改正規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（改正 平成28年2月13日）
この改正規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（改正 令和元年8月24日）
この規則は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（改正 令和4年2月26日）
この規則は、令和4年2月26日から施行する。

附 則（改正 令和6年3月9日）
この規則は、令和6年3月9日から施行する。